

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	6	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る外国税控除制度の特例措置の拡充		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 外国子会社合算税制及び外国税額控除 ・ 特例措置の内容 法人税が導入されている国に所在する日本企業の孫会社等（外国子会社合算税制の対象となる外国法人）が、その本店所在地国以外の国において連結納税制度を適用している場合も、その本店所在地国以外の国の外国法人税額を外国税額控除の対象とする措置を講ずること。		
関係条文	法人税法第 69 条、法人税法施行令第 141 条、地方法人税法第 12 条、租税特別措置法第 66 条の 6、第 66 条の 7、租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 6 項、第 39 条の 18、地方税法第 53 条第 38 項、第 321 条の 8 第 38 項、地方税法施行令第 9 条の 7、第 48 条の 13		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 国際的な税制環境の変化に対応し、外国子会社合算税制の適用に伴う意図しない二重課税を排除することにより、国内金融機関に過度な税負担が生じることを防ぎ、その国際的な競争力の維持・向上を図る。 （２）施策の必要性 外国子会社合算税制は、我が国の企業とは別の独立した人格を有する外国関係会社の一定の所得を、その株主である内国法人の収益の額とみなして、合算課税する制度である。このため、外国関係会社の所得に対して他国で外国税が課されている場合は、国際的な二重課税が生ずることになる。 このような二重課税を排除するため、我が国では、外国で課された外国税額を一定の範囲内で納付すべき税額から控除する外国税額控除制度が認められている。 しかしながら、近年、一部の国・地域において法人税制度の整備が進められており、制度変更の結果、従来は外国税額控除の対象とされていた外国税額が控除対象外となる場合が生じ得る。この結果、同一所得に対して外国と我が国の双方で課税が行われ、外国税額控除による調整が十分に行われないことから、国際的な二重課税が発生するおそれがある。 こうした税負担は、海外で事業展開を行う国内金融機関に追加的な負担を生じさせることとなる。国際的な事業環境や各国税制の変化を踏まえ、二重課税を適切に排除し、国内金融機関に過度な税負担が生じない制度整備を行う必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国際的な税制環境の変化に対応し、外国子会社合算税制の適用に伴う意図しない二重課税を排除することにより、国内金融機関に過度な税負担が生じることを防ぎ、その国際的な競争力の維持・向上を図ること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	外国子会社を有する国内保険会社への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の海外事業展開が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれるため、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	外国税額控除について、国際的な事業環境や各国税制の変化を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の海外事業展開が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれるため、妥当である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		令和元年度税制改正において、企業集団等所得課税規定について所要の措置が講じられた。